

令和5年度山形県県土整備部指定管理者審査委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年県条例第11号）第3条の規定に基づき、県土整備部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌し、指定管理者の候補者とすべき者を選定する。

- (1) 募集要項に記載する選定基準及び管理経費等の審査項目ごとの配点、募集時期及び指定期間等に関する事項
- (2) 指定管理者への申請者及びその事業計画の審査及び評価に関する事項
- (3) その他指定管理者の候補者とすべき者を選定するにあたり必要な事項
- (4) 指定管理者制度導入施設の管理に関し、必要な事項

(組 織)

第3条 審査委員会は、次の者をもって組織する。

委員長 県土整備部次長（事務）

審査委員 県土整備部次長（技術）又は管理課長のうち公募単位毎に別に定める者（1名）

当該公の施設を所管する総合支庁建設部長又は同等の職にある者、建設部次長、本庁所管課長のうち公募単位毎に別に定める者（1名）

外部有識者委員（3名）

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、あらかじめ公募単位毎に委員長の職務を代行する者を指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、審査委員の中から委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 審査委員に事故があるときは、委員長は、その職務を行う者を指名することができる。
- 6 審査委員に欠員が生じたときは、委員長は、補充委員を選任することができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までの期間とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 委員の中に、申請団体の役員等関係者がいる場合は、当該委員は、当該申請に係る審議に加わることはできない。

(委員でない者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定結果の公表等)

第9条 審査委員会の会議の公開の可否は、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行）」に基づき審査委員会が決定するものとする。

2 審査委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行）」に基づき公表する。

(事務局)

第10条 審査委員会の事務局は、山形県県土整備部管理課に置く。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月13日から施行する。